

令和2年9月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和2年9月24日（木） 午前9時33分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委 員 (教育長職務代理者)
澤 田	真 弓	委 員
川 邊	幹 男	委 員
元 木	誠	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	佐々木	暢	行
教育総務部総務課長	夏 目	久 也	
教育総務部教育政策課長	古 谷	久 乃	
教育総務部生涯学習課長	柳 井	栄 美	
教育総務部教職員課長	平 石		拓
教育総務部学校管理課長	二 見		裕
学校教育部長	米 持	正 伸	
学校教育部教育指導課長	高 橋	直 樹	
学校教育部支援教育課長	富 澤	真由美	
学校教育部保健体育課長	山 崎		亨
学校教育部学校給食担当課長	坂 本	克 昭	
中央図書館長	山 口	正 樹	
博物館運営課長	高 橋	直 人	
美術館運営課長	岡 本	剛 彦	
教育研究所長	阿 部	優 子	

4 傍聴人 1名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に元木委員を指名した。
- 日程第3 議案第45号及び日程第4 議案第46号については、人事案件であるため、日程第5 議案第47号については、今後、市長が議会に提案する案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

○ 教育長報告

(新倉教育長)

8月定例会から本日までの間の所管事項について、報告をさせていただきたいと思っております。お手元に教育長報告資料を提出させていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

まず、市議会関係ですが、8月31日から9月の定例議会が開催されているところであります。本日までに補正予算等につきましての議決をいただいているところですが、また明日以降から令和元年度決算についてのご審議をいただく予定となっております。

この点で1点、ご報告をさせていただきたいと思っておりますのは、今回の本会議におきまして、今年度3月からの臨時休校にあたって教育委員会議になぜかからなかったのかというご質問をいただいたところですので、改めてその経過の根拠を確認させていただきたいと思っております。

まず、1点目ですけれども、学校を臨時休校にしたり学級閉鎖を行うという宣言は、あくまで学校保健安全法に基づいて学校長の権限とされているところであります。一方、令和2年3月からの全国の一斉臨時休業については、2月27日に新型コロナ感染対策本部というのが内閣府で定められ、同日2月27日ですけれども、内閣総理大臣から全国一斉の臨時休業を要請する方針が出されたところですので、これを受けて、翌日の2月28日に文部科学事務次官から通知が発出されたところでもあります。また、同じ日に神奈川県教育長から、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を行うように市町村宛てに要請があったところですので。

その際の理由というのは、今がまさに感染の流行を早期に収束するために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子どもたちの健康、安全を第一に考え、多くの子どもや教職員が日常的に長時間集まることになる感染リスクに

あらかじめ備えるため、いわゆる3密を避けるために学校を休業してほしいという要請がありました。このため、この県の要請を受けて、各校長の判断権限の前に教育委員会として3月3日から春期休業開始日まで、この間を臨時休校とするように進めたところであります。

この決定については、各学校の管理運営に関する規則の中で、教育委員会は学校保健安全法第20条に規定する臨時休業を行うことができる、さらに、教育長に委任する事務等に関する規則によって教育長に委任された権限だとして、決定をさせていただいております。この間、当然のごとく教育委員の皆様には直接お会いすることができないので、電話連絡、メール等でご連絡をさせていただいたところであります。

議員からのご質問は、こういったものについて、権限が教育委員会、とりわけ教育長にあるのではなく、教育委員会議を開くべきだということのご主張だったので、私どももその頃、疑問に思いましたので、神奈川県教育委員会並びに横浜市、川崎市という政令市に確認を取ったところ、いずれも教育長の決定で処理をするという判断の確認ができましたので、教育委員会を開催しなかったところがございます。

一方、4月7日以降、新たに休校が延長されたわけですがけれども、ここはまたちょっと法令が違いまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法という法律に基づいて内閣総理大臣の緊急事態宣言が出されました。これを受けて、特定地域として神奈川県が認定され、神奈川県知事、神奈川県教育長からの臨時休業要請を受けて行ったところであります。神奈川県知事からのこの根拠の命令は、学校施設の使用制限ということで、施設を使ってはいけないという通知に基づいて行われたものです。ですので、その前の3月に行われた学校保健安全法に基づく規定ではなく、県知事からの施設の使用制限に基づくものとして休校を行ったという、理論的にはちょっと違う部分が存在していました。

一方で、6月以降、学校が再開された際に、現在お子さんたちが感染して、その学校を休校していることは、インフルエンザ等の予防に関する感染症に基づいた学校長の権限として行っているところであります。ただ、休業期間をどうするのか判断をする際に、学校長の判断を行う際に、教育委員会と協議をしながら、前例等を確認しながら行っているというところで、これは教育委員会として一律の判断をしているものではなく、各学校長の権限によって行っているということになるかと思えます。

ちょっと長くなりましたけれども、そのような判断をさせていただいて、現在、休校措置を取っていたときの報告を改めてさせていただいたところですよ。

その他の事案につきましては、記載のとおりですがけれども、一つ、美術館がまた企画展を開催できておりますので、より多くの方に伺っていただければと

いうふうに思っております。

私からの報告は以上でございます。ただいまの内容についての質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

(質問なし)

日程第1 議案第43号『令和3年度横須賀市立大楠幼稚園の園児募集要項制定について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第43号『令和3年度横須賀市立大楠幼稚園の園児募集要項制定について』、ご説明いたします。

本議案は、市立大楠幼稚園の令和3年度の園児募集について定めるものです。

なお、市立諏訪幼稚園については令和3年度をもって廃園となりますので、令和3年度の園児募集は行わないこととしています。このことは、令和元年度9月教育委員会定例会でご審議していただいた令和元年度の市立諏訪幼稚園の募集要項に、令和2年度入園募集が最後の募集で、その園児が年長になったときに単年度になる旨の記載をしております。

それでは、要項の内容についてご説明いたします。2ページ目になりますが、令和3年度横須賀市立大楠幼稚園の園児募集要項でご説明させていただきます。

まず1、募集人員と入園資格ですが、大楠幼稚園は2年保育で、募集人員は35名となります。入園資格は平成28年4月2日から平成29年4月1日までの生まれで、通園可能な方となります。

次に、2、入園志願票受付期間・場所等についてですが、令和2年11月2日月曜日から9日月曜日までとし、午前9時から午後4時までで、市立大楠幼稚園で受け付けます。

次に、3、入園の選考・面接ですが、令和2年11月10日火曜日午後2時30分から全体説明会を行い、応募者が定員を超えた場合には抽選で入園予定者を決め、その後、保護者及び児童との面接を実施します。

次に、4、入園決定者の発表と入園説明会についてですが、例年、3、入園の選考・面接の翌日にするなど、別日としていましたが、保護者の負担軽減などの視点から、同日午後3時30分から入園決定者の発表と入園説明会を行います。子ども子育て支援新制度においては、認定こども園や幼稚園を利用するた

めには教育認定1号認定を在住している市町村から受ける必要があります。そのため、申請書類が支給認定兼利用届出書になります。

次に、5、入園受入準備費及び保育料ですが、まず入園受入準備費として8,000円を納入していただきます。保育料についてですが、昨年10月から実施された幼児教育の無償化により、全ての園児の保育料が無料となります。

以上で、議案第43号の『令和3年度横須賀市立大楠幼稚園の園児募集要項制定』についての説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

(元木委員)

3、入園の選考・面接について質問させてください。応募者が定員を超えた場合に、抽選で入園予定者を決めます。その後、面接を行いますが、この面接はどういった内容なのか、何のために行うのか、教えてください。

(教育指導課長)

面接の内容についてお答えいたします。保護者と子ども同伴で面接を行っています。子どもに対しては、園長が直接子どもと話をし、子どもに安心感を与え、入園したらどんなことをしたいのかを確認しています。また、保護者については、幼稚園の入園のしおりに基づいて、園の教育の内容等を話して、親子共々、入園するための不安を少しでもなくすために面接を行っております。

(荒川委員)

では、私のほうから、入園の選考と面接のところの(3)のエのところ、募集定員を超えた場合には、市内在住者を優先しますとあるんですけども、現在、市外から大楠幼稚園に通われている園児の方というのはどのくらいいらっしゃるのか、教えていただければと思います。

(教育指導課長)

現在、大楠幼稚園では市外から通っているお子さんはおりません。

(川邊委員)

入園の選考・面接から入園決定者の発表まで、かなり時間がないようですけども、僅か1時間ぐらいで面接、決定までというのはいろいろ大変だと思うんですけども、時間的に支障はないものなんでしょうか。

もう一つ、入園決定者の発表後にまたすぐ誓約書とかを出すようですけども、これは親御さんたちにとって負担にならないでしょうか。

(教育指導課長)

まず、1点目の時間的なところなんですけど、園長とも話をしまして、例年の状況から見て、時間的に余裕があるだろうということで、今回このように同日にしております。

また、2点目の書類の提出に関しても、保護者にそれほど負担にはならないだろうというふうに協議をして、このように決定をいたしました。

(新倉教育長)

私のほうから確認ですが、通常ですと、私たちが普通に何か資格試験をやろうとすると、郵送や何かで書類をぽんと送りつけるんですけども、こういった入園の前には、事前に保護者の方が学園と相談に来て、書類や何かの確認ができていたということなんですか。

(教育指導課長)

入園前に見学もありますので、それで来ている方もいらっしゃいます。

(新倉教育長)

多分、今、川邊委員がご心配になったのは、その際に書類等の不備があったら入園できなくなってしまうかということなんですけど、そのようなことがないような対応が取られているということでよろしいかと思えます。

(教育指導課長)

そのような対応がないようにしております。

(澤田委員)

今回これで募集をしていくということですが、定員に満たない場合は途中入園ということもございますでしょうか。

(教育指導課長)

定員に満たない場合、年間を通して途中入園を考えております。

(澤田委員)

そのような場合は、そのときに面接等、しかるべきことをするというところで捉えてよろしいでしょうか。

(教育指導課長)

委員おっしゃるとおりで、この時期と同じ面接を実施して、年度途中から入園を認めるようにしております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第43号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第44号『令和3年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科の幼児及び生徒募集要項制定について』

教育長 議題とすることを宣言

(支援教育課長)

それでは、議案第44号『令和3年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科の幼児及び生徒募集要項制定について』、ご説明いたします。

本議案は、ろう学校幼稚部及び高等部普通科の令和3年度の幼児及び生徒の募集について定めるものであります。

2ページをご覧ください。初めに、幼稚部の志願の資格ですが、記載の1、(1)から(3)の全てに該当する方が対象になります。

2、募集人数は幼稚部1年、8名です。

3、志願手続ですが、募集期間は令和3年1月8日金曜日から1月14日木曜日までの午前9時から午後4時までとなっています。志願者は、必ず事前に学校見学及び教育相談を受けていただきます。提出書類は、入学志願票です。

4、面接日時等についてですが、日時は令和3年2月5日金曜日です。選抜内容については、本人の行動観察と保護者面接であり、5、入学決定者の発表は、面接時に保護者に直接お伝えしております。

新入学保護者説明会を令和3年2月10日水曜日の午前10時から行います。

次に、高等部普通科ですが、1、志願の資格は、記載の(1)から(3)の全てに該当する方が対象になります。

2、募集人数は、高等部1年生、8名です。

次に、3ページをご覧ください。3の志願手続です。募集期間は幼稚部と同様、令和3年1月8日金曜日から1月14日木曜日までの午前9時から午後4時までとなっており、志願者は必ず事前に学校見学及び教育相談を受けていただきます。提出書類は、神奈川県公立高等学校入学願書(全日制の課程)及び調査書と面接シートです。

4、選抜の方法、5、学力検査および面接日時等でございます。日時は令和3年1月22日金曜日の午前8時30分からになります。選抜の方法は、学力検査と本人及び保護者との面接で、6の学力検査教科および時間割は記載のとおり行います。

なお、表の下部でございますただし書き、受験Ⅰ、聴覚障害の他にも障害を併せ有する方の部分につきましては、前年度は重複障害の方と表記していましたが、一般の方に分かりやすいよう配慮し、表記を改めました。

続きまして、7、合格者の発表と入学手続きですが、令和3年1月29日金曜日の午後1時にろう学校の事務室にて通知を手渡しいたします。その後、令和3年2月5日金曜日の午後4時まで所定の手続きをしていただきます。

8、新入学保護者説明会は、令和3年2月10日水曜日午前10時からです。問合せ先は記載のとおり、ろう学校となっています。

幼稚部及び高等部の新1年生の入学とは別に、他学年についても入学を希望する者が生じた場合には、年度当初に限らず、幼稚部は学校見学及び教育相談、高等部は学校見学及び教育相談のほかに学力検査を実施した上で受け入れることとなります。

以上で議案第44号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(元木委員)

幼稚部、高等部普通科ともに志願の資格の(3)に聴覚に障害のある方とありますが、障害の度合いに基準はあるのでしょうか。

(支援教育課長)

障害の度合いに特段、基準は設けておりません。

(川邊委員)

募集期間のところに、志願者は、必ず事前に学校見学及び教育相談を受けてくださいとあるんですけれども、これは、そうすると、かなり前もってこの事項を知らないと親御さんは困ると思うんですけれども、この募集要項自体はいつ頃から手に入るものなんでしょうか。

それともう一つ、学校見学及び教育相談を受けてくださいとありますが、これは本人なのか、親御さんのことをいっているのでしょうか。

(支援教育課長)

ただいまのご質問にお答えいたします。まず、この募集要項がいつ公開され

るかという点についてですが、この後、12月にはホームページに記載をいたします。また、学校のほうでも募集要項の配布を執り行います。

志願者につきましては、学校見学、教育相談ですけれども、こちらのほうは本人と保護者と両方においていただいております。

(新倉教育長)

私から1点だけ。高等部の学力検査の試験問題というのは、これは公立学校として他の、例えば県立のろう学校だとかと同じ問題が出るというふうに理解していいんですか、それとも独自問題が作られるんですか。

(支援教育課長)

こちらの問題につきましては独自に作成をしております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第44号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について』

(学校教育部長)

それでは、『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について』、報告させていただきます。

資料をご覧ください。1、本年度の市立学校における状況についてですが、表の通し番号1から5については8月の定例会で報告をさせていただいたものでございます。これ以下の通し番号6、7について、本日報告をいたします。

まず、8月25日には、10歳未満の男子児童の陽性が確認され、8月28日金曜日まで臨時休校を当該校が行いました。8月30日日曜日には消毒作業を行い、8月31日月曜日には学校再開という経過を取っております。この間、濃厚接触者等、保健所が調査し、対応を行ってきたところです。なお、※にありますとおり、保健所がクラスター対策として8月27日に該当学級の児童23名と教職員2名、これは濃厚接触者ではないのですが、いずれも希望者のPCR検査を実施いたしました。結果は全て陰性ということでございます。

続きまして、9月1日、10代の男子生徒の陽性が確認されました。この9月

1日につきましては、保健所の調査で学校内に濃厚接触者がいないと判明したことから、臨時休校は実施せず、通常の授業を継続してまいりました。9月1日に、陽性が確認されたその日に、学校は生徒が下校した後、消毒作業を行っております。

続きまして、2、今後の感染予防対策についてですが、6月に学校再開してから、各学校、家庭においては毎日の検温、そしてマスクの着用、手洗い消毒、換気に努めていただいております。夏期休業後の始業日、具体的には8月18日からということでございますが、各学校においては次のことも加えて実施をしていただいております。

登校後速やかに、校内で児童生徒の検温を行うこと。これは、非接触型の体温計を使いまして、検温を行っていただいております。また、児童生徒が登校の後や、外から教室に入る際には、すぐに手洗いをすることを指導していただいております。また、マスク着用については、着用が基本ですが、熱中症予防の観点から、登下校時を含め、暑いときや息苦しいとき、こういったものを感じたときは外すよう、指導していただいております。最後に、教職員についてですが、教職員が感染いたしますと多大な影響が起こるということで、各学校においては感染予防と健康観察を徹底していただいているということで、継続しております。

以上、報告を終わります。

(澤田委員)

よく分かりました。現在、濃厚接触者はなかったようですが、もし濃厚接触者となった場合、陰性であっても、ある一定期間は自宅で待機することになると思うのです。そのような場合の学力の保障、自宅待機の際の対応については何か考えていらっしゃいますか。

(学校教育部長)

澤田委員おっしゃるとおり、濃厚接触者に認定された場合には、約2週間、自宅待機と健康観察が義務づけられておりまして、子どもは自宅に待機しなければならないと。そういった対応については、教育委員会と学校のほうで協力しながら学力保障していくわけなんです、具体的には、教育委員会のほうで学校に指導主事を派遣し、一体どういったことができそうかということをお話し合います。その結果、どんなことが行われたかといいますと、例えば、授業を補完する紙のプリントを作って毎日届けてあげるとか、それから、授業をタブレットPCなどで録画をして、録画の状況を、1日後れになりますが、家庭に届けてあげて、それを見て、また学習を進めていくなどです。紙と映像を

両方使いながら、最終的には紙に書いたものを学校のほうにまた戻していただいて、担任や教科担任等が添削をしたり、またメッセージを書いたりなどしてやり取りをしていくというような形で学力保障を努めております。

(元木委員)

2点、質問させてください。

まず、6番、クラスター対策として児童23名と教職員2名、PCR検査を行っていますが、これは濃厚接触者としての検査なのか、それとも念のための検査なのかというところを教えてください。

もう一点が、今後の感染予防対策によって、新たに校内で検温を行われていますが、このときに発熱が認められた場合、どのような対応をしていくのか、教えてください。

(学校教育部長)

まず、1点目の、クラスター対策として保健所が行った点ですけれども、これは濃厚接触者ではない児童を対象として、まずはクラスターを発生させないということを目的に、保健所が行ったものです。また、これを行うことによって児童や保護者も安心できるというメリットもあると思います。

また、2つ目の検温ですね、学校で非接触型の体温計で、もし37.5度以上というような形で熱があるというふうにみなされた場合は、すぐに家庭と連絡を取りまして、下校していただいて、家庭で待機をしてもらうということです。その後はお医者さんに行っていただいて、お医者さんの指示に従っていただくよう家庭にお願いをしているところです。

(荒川委員)

消毒作業のことですが、今までも各学校では先生方が授業の後などに、消毒作業をしていると思いますが、6番、7番に、消毒作業ということが載っていますが、この消毒作業というのは、先生方がいつもやっているのをさらに丁寧にやっているのか、業者の方が入っているのか、そのあたりをちょっと聞かせていただければと思います。よろしく願いいたします。

(学校教育部長)

こうした感染等があった場合の後の学校再開、または、9月1日については臨時休校しませんでしたけれども、念のための消毒といったような部分につきましては、実はこの表の1番のケース、このときに消毒作業が入っていますが、保健所の方に、どういったところを消毒したらいいかということを教育委員会

のほうがレクチャーを受けまして、その陽性の子どもが通ったであろうところ、触ったであろうところを徹底して消毒していくということを教えていただきました。その後は、教育委員会が学校に指示をして、そして、通ったであろうところを特定しながら、徹底して消毒をしていくといったような形をずっと取ってきております。これが、こういった陽性者が出た場合の最初の消毒と、学校再開に向けての消毒というような形でやっているところでございます。

(元木委員)

家庭によって違うと思いますが、重症化する可能性がある高齢者や疾患のある方と同居している生徒さんの保護者の方から、学校に通わせたくないといった相談はあったりしますか。

(学校教育部長)

私の報告を受けている限りにおきますと、高齢者がいるので通わせたくないというような、そういったお話はなかったと思います。ただ、理由は分かりませんが、やはり感染が心配なので通わせたくないんだけどというようなお問合せというのは確かにありました。そういった場合、休んだとしても欠席扱いにはしないというような文部科学省からの指示もございますので、そのことを保護者にお伝えしながら、できるだけ、学校のほうでは対策をしていますので、通わせていただきたいというようなことも伝えながら、やり取りしながら進めているということでございます。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

日程第3及び日程第4は、人事案件であるため、日程第5は、今後市長が議会に提案する案件であるため、秘密会とすることを宣言。関係者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

令和2年9月24日(木) 午前10時40分

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡